

桑名市立小中学校GIGAスクール端末等売払い（単価契約）
条件付一般競争入札募集要領

令和8年5月 桑名市教育委員会事務局 教育総務課

はじめに

桑名市では、GIGAスクール構想の下で令和2年度に整備した学習者用タブレット端末（iPad）（以下「端末」という。）等の売払いに当たり、データの消去等適正な処分及び買取りが可能な事業者を募集します。

入札への参加を希望される方は、本募集要領及び仕様書を確認の上、参加の申込みをしてください。

1. 件名

桑名市立小中学校GIGAスクール端末等の売払い（単価契約）

2. 対象物品及び予定価格

売払物品	・ 端末（iPad 第7世代 Wi-Fi モデル 32GB） ・ 端末の付属品（画面保護フィルム、電源アダプタ・充電ケーブル、キーボードケース等を含む）
予定数量	9,000台（注）
予定価格	1台あたり1,800円（税抜）
仕様等	別紙 仕様書 参照

（注）10,000台を最大値に台数が増加することがあります。

3. 入札の方法及び落札者の決定方法

一般競争入札により行います。入札参加者のうち、あらかじめ設定された予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格を付けた者を落札者とします。落札者となるべきものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

4. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿（「古物引取り」及び「情報処理業務」）に登録されていること。
- ③ 参加意思確認書兼誓約書提出期限の日から入札時までの期間において、桑名市から指名停止を受けていないもの。
- ④ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、三重県を含んでいるものに限る。）を受けていること。
又は資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。

- ⑤ 小型家電リサイクル法第10条第3項に定める認定計画に基づくパソコン・タブレットの再使用の処分実績（直近年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを有していること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 問い合わせ先

桑名市教育委員会事務局 教育総務課 管理係
〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地
電話:0594-24-1236 Mail:ksomum@city.kuwana.lg.jp

6. スケジュール

- (1) 令和8年5月21日(木) 公告、応募受付開始
- (2) 令和8年5月28日(木) 質疑提出締切り ※正午まで
- (3) 令和8年6月3日(水) 質疑回答
- (4) 令和8年6月5日(金) 参加意思確認書兼誓約書提出締切り ※午後4時30分まで
郵送の場合は、6月5日消印有効
- (5) 令和8年6月10日(水) 入札参加資格の可否通知期限
- (6) 令和8年6月19日(金) 入札日（市役所4階入札室）
- (7) 令和8年6月26日(金) 契約書締結、契約保証金納付
- (8) 令和8年7月10日(金) 支払期限
- (9) 令和8年8月28日(金)まで 引渡し期限

※ 上記スケジュールは予定であり変更する場合がある。その場合、事前に連絡を行う。

7. 仕様書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出書類
 - ① 質問書（MS-Excel）により行うこと。
 - ② MS-Excelへの記載は、1行に1質問とし、複数行の結合は行わないこと。
 - ③ 積算に無関係な質問には回答しない。
 - ④ 再質問は認めない。
- (2) 提出期限
令和8年5月28日(木)正午までとする。

(3) 提出方法

質問について、必ず『5. 問い合わせ先』に電子メールにて提出し、電話等で到着確認を行うこと。また、電子メールの件名には、事業者名を必ず記載して送信すること。

(4) 質問回答

質問の回答については、令和8年6月3日(水)までに行う。なお、回答は、提出された質問全てについて、質問書を提出した事業者に加え、参加意思確認書兼誓約書を提出した事業者に配付する。

8. 入札参加申込手続

(1) 提出物

次の提出物を『5. 問い合わせ先』まで、持参又は郵送によりご提出ください。

- ① 参加意思確認書兼誓約書（代表者印を押印して提出すること。）
- ② 登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書）（写し可）
- ③ 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、三重県を含んでいるものに限る。）を証する書類の写し、又は資源有効利用促進法に基づく製造事業者であることを証する書類の写し
- ④ 認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績を証する契約書の写し等
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税等の国税の納税証明書

(2) 受付期間

令和8年6月5日(金)まで

午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日を除く。）

※郵送の場合は、6月5日消印まで有効とし、提出書類が完備されたものに限り、受け付けます。

(3) 参加資格確認結果の通知

令和8年6月10日（水）に電子メールにより通知します。

9. 入札保証金

免除

10. 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和8年6月19日（金） 13時30分から
場所 桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所 4階 入札室

(2) 入札書

- ① 入札書の様式は、参加意思確認書兼誓約書の提出後に送付する。
- ② 入札書には、仕様書を基に見積もった1台当たりの希望買受金額（消費税及び地方消費税相当を含む。）の110分の100に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を記載する。

11. 契約締結・契約保証金の納入

- (1) 落札者は落札の日から7日以内に契約を締結していただきます。
- (2) 期限までに契約が締結されない場合は、落札者としての資格が失われます。
- (3) 売買契約書作成に伴う印紙税は落札者の負担となります。
- (4) 落札者は、契約締結前までに契約保証金として、契約単価に処分予定台数9,000台を乗じた金額に100分の10を乗じた金額以上を契約保証金として、桑名市が指定する口座に振り込んでください。その際の振込手数料は、落札者の負担となります。
- (5) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は桑名市に帰属することになります。

12. 売買代金の納入

- (1) 売買代金は、別途仕様書に定める作業の履行確認後、売払者が発行する納入通知書にて納付していただきます。
- (2) 売買代金は、入札書に記載された物件1台当たりの買受金額に、実際に引き渡した物件の数量を乗じ、100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）となります。
- (3) 契約時に納付された契約保証金を売買代金に充当することができます。

13. データ消去方法

受注者は、別紙1に記載の各回収場所から端末を回収し、下記を満たす方法により処分を実施する。

- ・「小型家電リサイクル法」または「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における受注者の認定計画に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ・GIGAスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み、持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な措置を講ずること。
- ・受注者の認定計画に準拠した処分（再使用・再資源化）を実施する前に、文部科学省

が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月改訂）に準拠したデータ消去を行うこと。具体的な方法として、OS等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去ソフトにより上書き消去する方法（以下、「上書き消去方式」という。）で確実に消去を行うことを原則とする。故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データ復元が不可能といわれる状態まで記録媒体を物理的に破壊（SSD・eMMCを使用している場合は2mmを目安に粉碎処理等）を行うこと。

- ・データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、発注者が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去に関する内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ・受注者の認定計画の基づきGAGAスクール端末を再使用するときは、発注者が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

14. 所有権の移転

売買代金が完納されたときに、売却物件の所有権が移転することとします。

15. その他

入札参加に係る一切の経費は事業者の負担とする。また、当然必要とみなされることは全て本業務に含むものとする。疑義がある場合は、必ず事前に確認することとし、確認なき場合は、本市の指示に従うものとする。